



2019年5月27日

各 位

会 社 名 M R T 株 式 会 社  
代 表 者 名 代表取締役社長 小 川 智 也  
(コード番号：6034 東証マザーズ)  
問い合わせ先 取締役 西 岡 哲 也  
TEL. 03-6415-5295

## 決算期（事業年度の末日）の変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月24日開催の取締役会において、2019年6月25日に開催予定の第20回定時株主総会で現行定款の事業年度変更に係る議案が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社グループの売上収益の季節変動性を踏まえて、当社の事業運営につきまして効率的な業務執行を図ること、業績等の経営情報の適時・適切な開示により経営の透明性をさらに高めることを目的に事業年度を変更するものであります。

これに伴い、現行定款第11条（基準日）、第12条（招集）、第46条（事業年度）、第47条（期末配当金）及び第48条（中間配当金）に所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴い、第21期は2019年4月1日から同年12月31日までの9か月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

#### 2. 決算期変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 今後の見通し

2019年4月23日に開示しました「代表取締役の異動に関するお知らせ」のとおり代表取締役変更に伴い、事業環境の動向を踏まえ、新たな経営計画を策定しております。連結業績見通しにつきましては、経営計画が確定した時点でお知らせいたします。

#### 4. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年6月25日（予定）
定款変更の効力発生日	2019年6月25日（予定）

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年<u>3</u>月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は毎年<u>6</u>月に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第46条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から<u>翌年3</u>月31日までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第47条 当社は、株主総会の決議によって毎年<u>3</u>月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9</u>月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年<u>12</u>月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は毎年<u>3</u>月に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第46条 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月1日から<u>12</u>月31日までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第47条 当社は、株主総会の決議によって毎年<u>12</u>月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6</u>月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 <u>第46条の規定にかかわらず、第21期の事業年度は、2019年4月1日から2019年12月31日までの9か月間とする。</u></p> <p>第2条 <u>第48条の規定にかかわらず、第21期の事業年度の中間配当金の基準日は、2019年9月30日とする。</u></p> <p>第3条 <u>前二条及び本条は、2019年12月31日まで有効とし、同日をもってこれを削除する。</u></p>